

「おでかけパス」でバス料金が割引になります



期間限定で町内運行バスの高齢者割引制度を実施します。制度を利用するには「おでかけパス」(敬老パス)が必要になります。対象となる方へは申請書(往復はがき)を順次発送しますので、希望される方は、申請書を返送してください。

利用方法の詳細については、「おでかけパス」に同封する案内文をご覧ください。

▼**対象者** 次の2つの要件を満たしている方 ①令和5年度中に年齢が満75歳以上に達する方(昭和24年4月1日以前生まれの方) ②令和5年9月1日時点において豊山町の住民基本台帳に記録のある方

▼**実施期間** 10月1日(日)～31日(火)

▼**対象路線及び区間** 次の表のとおりです。町内を運行するバスの全ての区間が対象ではありませんのでご注意ください。

▼**割引額** 全額(無料)

対象路線	対象区間
①とよやまタウンバス	全区間
②名古屋空港直行バス	豊山幸田～空港南
③名鉄バス(西春・空港線)	北部市場北～名古屋空港

※②・③をご利用の場合は「町内で乗って」「町内で降りる」場合のみ割引が適用されます。

▼**申請書発送時期** 対象者へ9月5日(火)から往復はがきで順次発送します。

▼**申込方法** 往復はがきの申請書欄に必要事項を記入し、返送してください。申請書を返送していただいた方から順次受付を行います。

▼**パス交付時期** 申請書を受け付けた方から順次発送します。アンケート

を同封しますのでご協力をお願いします。

▼**問合せ** 保険課介護グループ
☎ 28・0100

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

すでに支給要件を満たしている方は、2年目以降の手続きは原則不要です。

▼対象者

- ① 老齢基礎年金を受給している方
- 以下の要件をすべて満たしている必要があります。
- ・65歳以上である
- ・世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

- ② 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります。

- ・前年の所得額が約472万円以下で

ある

▼請求手続き

- ① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から9月初旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。

令和6年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和5年10月分からさかのぼって受け取ることができません。

- ② 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

● 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めるともありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、左記までお問合せください。

▼**問合せ** 『給付金専用ダイヤル』
0570・05・4092(ナビダイヤル)